

相模原市議会 弔慰基準

令和3年5月1日から適用

区分		本人			配偶者 実養父母 実養子	備考
		弔辞	花環等	弔電	弔電	
市議会議員	現職議員	○	○	－	○	議員が故人の場合は、 配偶者についてのみ 弔電対応とする。
	退職議員 (正副議長経験者)	○	○	－	○	
	退職議員 (議員期数満3期以上)	－	○	○	○	
	退職議員	－	－	○	○	
執行機関	現職委員	－	－	○	○	
	退職委員	－	－	○	－	
市表彰受賞者 (旧4町表彰条例に基づき 受賞した者を含む。)		－	－	○	○	
附属機関の委員		－	－	○	○	
非常勤特別職	①公民館長 ②消防団長 ③方面隊長 ④副方面隊長 ⑤分団長	－	－	○	○	
	上記以外	－	－	○	－	
関係団体・機関	下記の長	－	－	○	○	
	①市老人クラブ連合会役員 ②社会福祉協議会役員 ③医師会、歯科医師会及び 薬剤師会役員 ④商工会議所役員 ⑤農業協同組合役員 ⑥地区自治会連合会役員	－	－	○	－	
	上記以外の長	－	－	○	－	
市職員	議会局職員	－	－	○	○	
	現職常勤特別職	○	－	－	○	
	退職常勤特別職	－	－	○	－	
	①行政職給料表(1) 6級以上 ②医療職給料表 3級以上 ③消防職給料表 6級以上 ④教育職給料表 4級以上	－	－	○	○	

※上記基準にないものは、その都度議長が定める。